

様式第 9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
福島市	福島市	平成 28 年度～令和 4 年度	平成 28 年度～令和 4 年度

1 目標の達成状況  
(ごみ処理)

指 標	現状 (割合※1) (平成26年度)	目標 (割合※1) (令和5年度) A	実績 (割合※1) (令和5年度) B	実績/目 標※2	
排出量	事業系 総排出量	32,958 t	26,096 t (-20.8%)	29,557 t (-10.3%)	49.5 %
	1 事業所当たりの排出量	2.6 t	2.1 t (-19.2%)	2.5 t (-3.8%)	19.8 %
	生活系 総排出量	100,147 t	78,614 t (-21.5%)	68,888 t (-31.2%)	145.1 %
	1 人当たりの排出量	352 kg/人	293 kg/人 (-16.8%)	259 kg/人 (-26.4%)	157.1 %
合 計 事業系生活系総排出量合計	133,105 t	104,710 t (-21.3%)	98,445 t (-26.0%)	122.1 %	
再生利用量	直接資源化量	9,331 t (7.0%)	9,946 t (9.5%)	3,715 t (3.8%)	-128.0 %
	総資源化量	14,681 t (10.8%)	14,785 t (13.7%)	11,507 t (11.5%)	24.1 %
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	31,642 MWh	24,990 MWh	28,182 MWh	
最終処分量	埋立最終処分量	21,064 t (15.8%)	16,081 t (15.4%)	11,047 t (11.2%)	1,150 %

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成26年度)	目 標 (令和5年度) A	実 績 (令和5年度) B	実績/目 標※3	
総人口	284,138 人	268,179 人	266,120 人	—	
公共下水道	汚水衛生処理人口	182,536 人	180,361 人	179,586 人	99.5 %
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	64.2%	67.3%	67.5%	106.5 %
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	2,499 人	2,337 人	2,068 人	88.5 %
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.9%	0.9%	0.8%	0.0 %
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	53,112 人	56,603 人	56,973 人	100.7 %
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	18.7%	21.1%	21.4%	112.5 %
未処理人口	汚水衛生未処理人口	45,991 人	28,878 人	27,493 人	95.2 %

※3 (実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの	1 1	家庭での生ごみ処理の推進	福島市	生ごみの減量化・資源化を図るため、現在実施している生ごみ処理容器購入費助成制度を継続し、家庭から排出される生ごみの自家処理を推進するため、制度の広報に努める。	平成 28 年度～令和 4 年度	助成制度の継続を実施し、家庭から排出される生ごみの減量化を図った。 ●助成実績 H28 : 55 件 455,600 円 H29 : 88 件 684,700 円 H30 : 83 件 645,900 円 R1 : 91 件 618,300 円 R2 : 128 件 941,100 円 R3 : 172 件 1,509,100 円 R4 : 160 件 1,307,400 円
	1 2	集団資源回収団体活動の奨励	福島市	現在実施している集団資源回収報奨金制度を継続し、ごみ減量化・資源化を推進するとともに、市民自らの意識啓発にもつなげながら制度の広報に努め、資源回収を推進する。	平成 28 年度～令和 4 年度	報奨金制度の継続を実施しているが、コロナ禍や少子高齢化により活動団体が減少している。 ●回収実績 H28 : 314 団体 2,727t H29 : 304 団体 2,498t H30 : 288 団体 2,305t R1 : 281 団体 2,082t R2 : 252 団体 1,579t R3 : 241 団体 1,492t R4 : 222 団体 1,439t
	1 3	不用品等再利用制度の推進	福島市	市民への減量化・資源化意識の動機づけとして効果があることから、粗大ごみ等不用品の修理、再生、展示及び市民への提供を推進する。	平成 28 年度～令和 4 年度	リサイクルプラザにおいて、粗大ごみ及び不燃ごみ等で排出された自転車や家具類を再生し、展示・販売した。
	1 4	使用済小型家電リサイクルの推進	福島市	使用済小型家電のリサイクルについては、平成 27 年 2 月から回収ボックス及びイベント回収による収集・リサイクルを実施している。今後も貴重な資源の有効活用、ごみ減量化のため、効果的な周知方法の検討や回収対象品目の拡大を図り、リサイクルを推進する。	平成 28 年度～令和 4 年度	●使用済小型家電回収量 H28 : 13,806kg R2 : 23,223kg H29 : 13,902kg R3 : 23,725kg H30 : 24,912kg R4 : 25,201kg R1 : 29,429kg

1 5	情報の共有化	福島市	ごみ問題について適宜、正しい情報を積極的に提供し、行政としての説明責任を果たしながら、市民や事業者が自ら判断し具体的な行動をとってもらうため、広報誌及びホームページの充実、マスメディアの活用、ごみ減量と分別に係るチラシ等の充実などの取り組みを行う。	平成 28 年度～ 令和 4 年度	<p>広報誌「ふくしま市政だより」の活用、「クリーンガイドブック」や令和 3 年度より新たな収集品目として追加した「雑がみ」回収チラシの全戸配布、若者層への周知啓発のためのごみ分別アプリ「さんあ〜る」の導入などの取り組みを行った。</p> <p>また、パネル展を開催し、市民の目に触れる機会を増やした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●さんあ〜るダウンロード数 H30 : 1,779      R3 : 5,533 R1 : 4,443      R4 : 6,605 R2 : 5,573</li> <li>●パネル展 R3 : 11 件      R4 : 6 件</li> </ul>
1 6	環境教育・環境学習の普及	福島市	ごみ問題をはじめ環境について知り、学び、実際に行動出来るよう、子どもから高齢者まで幅広い層を対象に、学校や地域と連携しながら「もったいない」学習会の開催、「紙パック回収事業」の参加校拡大、ごみ問題の出前講座の充実及び市民への広報などにより環境教育・環境学習を推進する。特に、既存のリサイクルプラザをより一層活用し、その拠点となるよう努める。	平成 28 年度～ 令和 4 年度	<p>毎年、子どもから高齢者までの幅広い層を対象に、ごみの分別やごみの減量化に関する講座を実施している。</p> <p>紙パック回収事業については、令和 4 年度で市主導の事業を終了し、各小中学校でリサイクルする体制を構築した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「もったいない」学習会 開催回数（参加人数） H28 : 5 回（104 人）      R2 : 6 回（172 人） H29 : 7 回（215 人）      R3 : 5 回（153 人） H30 : 9 回（193 人）      R4 : 6 回（164 人） R1 : 8 回（270 人）</li> </ul>
1 7	マイバッグ運動等の推進	福島市	過剰包装を求めず、簡易、適正包装商品の購入、マイバッグ運動等の推進に努める。	平成 28 年度～ 令和 4 年度	HP でのレジ袋削減等の呼びかけや福島県と連携し、福島駅前マイバック推進のチラシ配布を実施した。
1 8	資源物分別収集の推進	福島市	適正な分別排出について周知・徹底を図るため、各種広報媒体による PR に努め、ごみの減量化・リサイクルを引き続き推進する。	平成 28 年度～ 令和 4 年度	<p>令和 3 年度から「雑がみ」回収、令和元年度の「クリーンガイドブック」の全戸配布、SNS 等を活用した周知・啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●資源物収集量 H28 : 9,899t      R2 : 9,319t H29 : 9,402t      R3 : 9,396t H30 : 8,967t      R4 : 9,285t R1 : 8,690t</li> </ul>

	1 9	経済的手法の導入 (ごみ処理有料化)	福島市	<p>ごみの減量化・資源化と排出量に応じた負担の公平性及びごみ問題に対する意識の向上を図るため、ごみ処理有料化制度の導入を検討していたが、平成 30 年 11 月、市長の附属機関である福島市廃棄物減量等推進審議会より、「令和 3 年度までに、市民 1 人あたりのごみ排出量 890g 以下を目標とする。目標達成できなかった場合、ごみ処理有料化もやむを得ない。」との答申を受けた。</p> <p>ごみ処理の有料化の前に、市民・事業者・行政が一体となってごみの減量に取り組むこととする。</p>	平成 28 年度～ 令和 4 年度	<p>令和元年度から令和 3 年度までの 3 年間にわたり、『ごみ減量大作戦』と称して、様々な減量施策を展開してきたが、目標としていた令和 3 年度までに、市民 1 人あたりのごみ排出量 890g 以下を達成することができなかった。</p> <p>その事実を受け、令和 5 年 2 月 2 日付、廃棄物減量等推進審議会より、ごみ処理有料に関する意見書を受けた。ごみ処理有料化については、現下の物価高騰等の情勢を鑑み、慎重に判断すべきとの審議会の意見を踏まえ、当面、導入を見送ることとした。引き続き、創意工夫を凝らしたごみ減量化のさらなる推進に努め、平行して、審議会とともに、有料化に関する検討を進める。</p>
	2 0	生活排水対策	福島市	<p>環境保全の面からの生活排水対策及び浄化槽管理の重要性について住民へ周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を今後も継続する。</p> <p>特に浄化槽については、疎漏な管理が悪臭や害虫の発生等に直結するため、保守点検や定期検査の重要性を周知するとともに、食用油や各種洗剤など浄化槽の機能に悪影響を与える成分の取り扱いといった家庭でできる生活排水対策の啓発活動を積極的に進める。</p>	平成 28 年度～ 令和 4 年度	<p>広報啓発活動の一環として、環境イベント等に参加し、浄化槽維持管理パンフレットの配布や浄化槽等の仕組みのパネル展示を実施した。</p> <p>浄化槽管理者に対し、維持管理の実施や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促す文書を郵送するなど啓発活動に努めた。</p>
処理体制の構築、変更に関するもの	2 1	生活系ごみの処理体制の現状と今後	福島市	<p>分別区分は「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」の 4 区分を基本とし、「資源ごみ」を「缶類」「びん類」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」「紙類」「小型家電」に区分している。今後もこの体制を継続する。</p> <p>福島市では焼却残渣や不燃残渣を金沢第二埋立処分場に最終処分（仮置きを含む。）しているが、埋立容量が少なくなってきたことから、今後は令和 3 年度を目標に次期最終処分場を整備し、最終処分を行う。また、可燃ごみの焼却処理については、老朽化が進んでいるあぶくまクリーンセンターを建替え、新たな施設においてエネルギー回収を行う。</p>	平成 28 年度～ 令和 4 年度	<p>令和 3 年 4 月より「資源物」の品目「その他の紙製容器包装」に替えて、紙マークの有無や大きさは問わない「雑がみ」の分別収集を開始し、令和 4 年度は前年対比約 37t（約 9.4%）増となる紙類をリサイクルした。</p> <p>令和 3 年度に大館山一般廃棄物最終処分場を竣工し、令和 4 年 6 月より供用開始した。また、令和 9 年度を目標にあぶくまクリーンセンターの再整備を進めた。</p>

	2 2	事業系ごみの処理の現状と今後	福島市	事業系ごみについては、事業者が自ら、あるいは、一般廃棄物収集運搬業の許可業者へ委託することによりクリーンセンターへ搬入し、処理している。今後もこの体制を継続しながら、事業者へもさらなる減量化・再資源化の呼びかけを行う。	平成 28 年度～令和 4 年度	保健所の現地調査に同行し、主に飲食店に対する指導を行ったほか、事業系ごみが家庭用ごみ集積所へ排出された場合、警告チラシを貼付し残置するなど、ごみ排出ルールの広報・周知を実施した。 また、説明会の開催やマスコミ報道を通じ、事業者へさらなる減量化・再資源化の呼びかけを行うとともに、ごみ集積所へ事業系ごみを不法投棄した事業者を特定した場合には事業所を訪問し、適正排出の指導を対面で実施した。
	2 3	一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後	福島市	小規模事業所から排出される産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、ガラスくずなど 5 種類については、市が処理する産業廃棄物（あわせ産廃）として、一般廃棄物と同様の方法で処理している。これらは今後も現状と同様の処理を行っていく。	平成 28 年度～令和 4 年度	市一般廃棄物処理基本計画に定める方法により排出された産業廃棄物（あわせ産廃）については、一般廃棄物とあわせて処理する体制を継続した。
	2 4	生活排水処理の現状と今後	福島市	本市の生活排水の処理については、公共用水域の水質保全のため、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を使用している地域で合併処理浄化槽の整備を進めていく。	平成 28 年度～令和 4 年度	公共用水域の水質保全のため、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を使用している地域において合併処理浄化槽の整備を進めた。
処理施設の整備に関するもの	1	最終処分場整備事業	福島市	埋立容量 246,000 m <sup>3</sup>	平成 30 年度～令和 3 年度	平成 30 年度より最終処分場の整備を実施し、令和 4 年 6 月より供用開始。
	2	浄化槽設置整備事業	福島市	整備計画基数 2,100 基	平成 28 年度～令和 4 年度	●補助事業実績 H28 : 269 基 R2 : 189 基 H29 : 225 基 R3 : 189 基 H30 : 229 基 R4 : 181 基 R1 : 209 基 計 1,491 基
	3	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	福島市	処理能力 120t/日	(令和 5 年度～令和 14 年度)	
施設整備に係る計画支援に関するもの	1	1 の計画支援	福島市	最終処分場整備に係る、基本設計・測量調査・地質調査・実施設計・環境影響調査を行う。	平成 28 年度～平成 29 年度	大館山一般廃棄物最終処分場の整備に係る計画策定及び調査・設計等の実施。
	3	3 の計画支援	福島市	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に係る、基本計画、P F I 等導入可能性調査・環境影響評価・地質調査、地下水調査・土壌汚染調査・測量調査、造成基本設計・有害物質等調査・事業者選定等を行う。	令和元年度～(令和 5 年度)	あぶくまクリーンセンターの整備に係る計画策定及び調査・設計等の実施。

その他	5 1	不法投棄対策	福島市	<p>不法投棄防止と地域環境美化に向け、環境パトロール員による地区内巡視等を引き続き実施するとともに、地域・企業・行政が一体となった不法投棄の監視と撤去の取り組み拡大を目指す。</p> <p>また、職員による早朝及び夜間の巡回パトロールの実施により、不法投棄の抑制やごみ集積所で不適正な排出があった際の指導等を行う。</p>	平成 28 年度～令和 4 年度	<p>不法投棄監視員によるパトロール、車両検問調査、関係機関と共同で実施する解体現場巡視などの監視事業、地域と連携した不法投棄物撤去事業を実施した。</p> <p>また、巡回パトロールを継続し、ごみ集積所の不適正排出を確認した際は指導を行った。</p> <p>●巡回パトロール実施回数 (2 班体制)</p> <p>H28 : 26 回 (早朝 13 回、夜間 13 回) H29 : 24 回 (早朝 12 回、夜間 12 回) H30 : 27 回 (早朝 14 回、夜間 13 回) R1 : 28 回 (早朝 19 回、夜間 9 回) R2 : 26 回 (早朝 21 回、夜間 5 回) R3 : 26 回 (早朝 26 回、夜間 0 回) R4 : 26 回 (早朝 26 回、夜間 0 回)</p> <p>※令和 3 年度より夜間の実施はしていない。</p>
	5 2	災害時の廃棄物処理に関する事項	福島市	<p>大規模災害時には「福島市地域防災計画」に基づき、適切かつ迅速に災害廃棄物への対応を図る。また、災害時に一時的に多量発生する廃棄物（家屋等から発生するがれき、廃材等）については、適正処理の観点から、自己及び広域的処理に対応する処理能力の確保を考慮して施設整備を行う。</p> <p>本市では、災害時における廃棄物処理について、令和 4 年 3 月に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、一時的に多量発生する廃棄物の仮置場を、市所有の管理地を優先に、関係機関、近隣自治体、民間団体などとの連携を図り、迅速に確保するなどの対応を行う。</p>	平成 28 年度～令和 4 年度	市所有の管理地を災害廃棄物仮置場として選定し、庁内各課で情報共有を行った。

### 3 目標の達成状況に関する評価

#### <ごみ処理>

##### ●排出量

令和5年度の事業系生活系総排出量合計は、目標 104,710 t に対し、実績 98,445 t と、目標を達成することが出来た。

##### ・事業系

令和5年度の総排出量は、目標 26,096 t に対し、実績 29,557 t と、目標を達成することができなかった。

1 事業所当たりの排出量は、目標 2.1 t に対し、実績 2.5 t と、目標を達成することができなかった。

目標を達成できなかった要因は、震災後に増加したごみ排出量が減少すると見込んでいたが、年間 160 万人が来場する道の駅ふくしまが令和4年4月に開業するなどし、想定よりも高止まりのまま推移したことによるものである。

##### ・生活系

令和5年度の総排出量は、目標 78,614 t に対し、実績 68,888 t と、目標を達成することが出来た。

##### ●再生利用量

令和5年度の総資源化量は、目標 14,785 t（リサイクル率 13.7%）に対し、実績 11,507 t（リサイクル率 11.5%）と、目標を達成することが出来なかった。

目標を達成できなかった要因は、ごみ減量施策の推進により 3R の意識が市民の中で醸成され、ごみ総排出量が減少したことに加え、スーパーなどの店頭回収に見られるように、行政による回収以外の新たな資源化ルートが確立するなど、社会情勢が変化してきたことによるものである。

##### ●熱回収量

令和5年度のエネルギー回収量は、目標 24,990 MWh に対し、実績 28,182 MWh と、目標を達成することが出来た。

##### ●最終処分場

令和5年度の埋立最終処分量は、目標 16,081 t に対し、実績 11,047 t と、目標を達成することが出来た。

#### <生活排水処理>

令和5年度的生活排水処理率（公共下水道、集落排水施設等、合併処理浄化槽等の合計）は、目標 89.3% に対し、実績 89.7% と、目標を達成しており、着実に普及率は増加している。

##### ●集落排水施設等

令和5年度は、汚水衛生処理人口の目標 2,337 人に対し、実績 2,068 人、汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率の目標 0.9% に対し、実績 0.8% と、目標を達成できなかった。

目標を達成できなかった要因は、処理人口が減少していることなどである。

(都道府県知事の所見)

事業系ごみの総排出量と1事業所当たりの排出量が目標値未達成であることについて、道の駅ふくしまという来客が多い商業施設が開業したことを要因として挙げられているが、そのような商業施設を中心にゴミ減量及び分別の徹底に係る啓発や指導等を推進することに努められたい。

再生利用量について、民間による新たな資源化ルートの確立により結果としてゴミ総排出量は減少している。引き続き行政側においても資源ゴミや分別の徹底に係る住民の意識醸成を図ることに努められたい。

生活排水処理において、集落排水施設等の汚水衛生処理率（汚水処理人口普及率）がわずかに目標値を下回っているが、合併処理浄化槽等における目標値を達成しており、未処理人口についても目標を達成しているため、本計画による施策が汚水処理未普及解消に寄与したことが認められる。

引き続き、着実な整備を進め、汚水処理未普及解消に努められたい。